

一般社団法人 日本歯内療法学会学術大会の
研究発表・症例報告において
学術大会大会長が確認すべき患者に対する
倫理的事項について
(申合せ)

2025年2月16日

一般社団法人 日本歯内療法学会 理事会承認

1. 一般演題（口演、ポスター発表、テーブルクリニック）

1) 会員は、一般社団法人 日本歯内療法学会（本学会）の学会誌および学術大会での研究発表・症例報告における患者への倫理的・科学的配慮に関する指針に従い、口演、ポスター発表およびテーブルクリニックを行う。倫理審査委員会などの承認が必要な研究発表（人を対象とする医学研究など）については、発表者は所属する機関などの倫理審査委員会、本学会倫理審査委員会などの承認番号を抄録に明記するとともに、発表時に承認番号を提示することを必須とする。未承認薬・未承認治療法あるいは適応外使用の薬剤・機器（以下、未承認新規医薬品等と略す）を含む症例報告については、未承認新規医薬品等の使用の可否を審査するための委員会・審査部等で承認を受けていることを必須とすることから、発表者は所属する機関などの未承認新規医薬品等の使用の可否を審査するための委員会・審査部等からの承認番号を抄録に明記するとともに、発表時に承認番号を提示することを必須とする。

2) Mineral trioxide aggregate を使用した症例については、本学会の学会誌および学術大会における Mineral trioxide aggregate (MTA) を使用した研究発表・症例報告について（申合せ）に従い発表する。

3) 海外からの講演者による発表の場合は、その演者が、医療が行われた国の法や規則などに従って実施された研究や診療であれば、発表することができる。

4) 学術大会大会長は、抄録などから上記 1)、2) および 3) を確認し、基準に反する場合は、演題の取り下げを依頼する。

2. 基調講演、特別講演、招待講演、シンポジウム、ランチョンセミナーなど

1) 講演者が本邦の研究機関や医療施設（病院、歯科医院など）などに所属する場合は、本学会の会員と非会員を問わず、原則として一般演題の基準に従い講演する必要がある。ただし、1. 2)の申合せに則したMTAの適応外使用の症例報告数については制限しない（3症例以上を認める）が、症例の提示に加えて、複数の症例から得られた有効性（治療成績）や安全性に関するデータなどを示す場合は、講演時に、講演者が所属する機関などの倫理審査委員会等の承認番号を提示しなければ講演はできない。

2) 海外からの講演者による発表の場合は、その演者が、医療が行われた国の法や規則などに従って研究や診療を実施していれば、講演をすることができる。

3) 学術大会大会長は、講演を依頼する時に講演者に上記1)と2)を確認する。

4) 未承認新規医薬品等の使用の可否を審査するための委員会・審査部等が設置されていない医療施設の会員および非会員（海外を除く）によるMTAを除く材料と機器などの適応外使用の症例を含む講演については、学術大会大会長が、その講演に含まれる症例が本学会会員にとって有益かつ貴重な症例と判断する場合は、講演を依頼する歯科医師などに下記の6つの点に則していることを確認するとともに、講演の担当座長に、講演開始前に講演に含まれる症例は下記の6つの点に則した症例であることを説明するよう依頼する。

※ ただし、ランチョンセミナーでは下記の要件を満たしていても講演を認めない場合がある

①書面によるインフォームドコンセントを取得している。

②当該材料などが正規の購入経路を経て購入されたものである。

③諸外国、国内において、臨床上の有効性が示されている。

④治療の必要性・妥当性がある。

⑤症例の提示に加えて、複数の症例から得られた有効性（治療成績）や安全性に関するデータなどを示していない。

⑥未承認薬（材料）・未承認治療法を使用した症例を含んでいない。

3. その他

この申合せは、2024年2月25日から効力を生じる。

この申合せは、2025年2月16日から効力を生じる。